

第 22 回(令和8年度)しまんと市民祭なかむら踊り・しまんと提灯台パレード

飲食ブース出店者募集要項

1 主催

しまんと市民祭実行委員会（事務局：四万十市観光協会）

2 開催日時

令和8年7月25日（土）

出店時間 ①四万十市役所駐車場／15：00～20：00

②【出店エリア追加】ファミリーマート四万十大橋通店付近／16：30～20：30

※関係機関との調整により、出店時間・搬入搬出時間が変更となる可能性があります。

■雨天等の場合、翌日に延期します。26日が雨天となる見込みの場合は中止とします。

開催日時 令和8年7月26日（日）

出店時間 ①四万十市役所駐車場／15：00～19：00

②ファミリーマート四万十大橋通店付近／16：30～19：00

※延期・中止の判断は、7月23日（木）午前10時に行い、市公式HP等で周知します。

3 出店場所

①四万十市役所駐車場

②ファミリーマート四万十大橋通店付近

※会場内に飲食スペースは設けません。（大橋通に飲食可能な観覧席を設置）

4 搬入・搬出

[搬入]

①四万十市役所駐車場／出店当日 14：00～15：00

②ファミリーマート四万十大橋通店付近／出店当日 15：30～16：30

[搬出]

①四万十市役所駐車場／出店当日 20：00～21：00（延期の場合 19：00～20：00）

②ファミリーマート四万十大橋通店付近／出店当日 20：30～21：30

5 出店資格

以下の要件を全て満たす事業者

- (1) 食品、飲料の販売を行う事業者であること。（市外事業者も可）
- (2) 法令等により許認可を必要とする業種の場合、出店に関してその許認可を受けていること。
- (3) 四万十市の事業等における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に定める排除措置対象者が運営もしくは販売者として従事する事業者ではないこと。

6 募集事業者数

①四万十市役所駐車場／10 事業者程度

②ファミリーマート四万十大橋通店付近／5 事業者程度

※応募事業者が多数の場合は販売商品の原材料の生産地等を考慮して主催者が出店事業者を選定させていただきます。

7 販売を認める商品（実演販売も可能）

食品、飲料品

※アルコール飲料も販売可能です。（税務署等に必要な届出を必ず行ってください）

※生もの（刺身、タタキ等）は販売不可とします。

8 出店スペース

1 事業者あたりの出店スペースは下記のとおりです。但し、キッチンカーによる出店はこの限りではありません。

①四万十市役所駐車場／概ね間口 5 m 以内×奥行 3.5m 以内

②ファミリーマート四万十大橋通店付近／概ね間口 5 m 以内×奥行 3 m 以内

※②のエリアは、スペースの都合上、キッチンカーでの出店はできません。

※会場内の各事業者の出店場所は、主催者が決定します。

※出店申込書に販売ブース寸法を記入してください。（キッチンカーは、車両の寸法）

9 出店料

①四万十市役所駐車場 3,000 円/ 1 事業者

②ファミリーマート四万十大橋通店付近 無料

※②での出店は、中村警察署へ道路使用許可申請書の提出及び道路使用許可手数料として別途 2,200 円が必要です。出店決定後、道路使用許可手数料と併せて、中村警察署へ道路使用許可申請書をご提出ください。

10 準備物等

(1) 主催者が準備をするもの

ア 会場照明（来場者用の照明で、販売ブース内の明るさを確保するものではありません）

イ 発電機（申込のあった事業者のみ対応）

※「①四万十市役所駐車場」については、水道が必要な場合は、申込書に記入してください（個別に対応します）

(2) 出店者が準備をするもの

ア テント、机、イス等の販売ブースに必要な備品

イ 販促資材（ポップ、パンフレット等）、ブース装飾品等

ウ ガス設備や販売ブース内の照明など、その他販売に必要な備品

※「②ファミリーマート四万十大橋通店付近」には水道設備がありませんので、必要な水は各事業者においてご持参ください。

11 出店にかかる留意事項

- (1) 裸火（ガスコンロ等）を使用する場合は、必ず使用期限が切れていない消火器を設置してください。また、裸火の近くに可燃性の物を置かない等、防火に努めてください。
- (2) 食中毒のリスクが高い夏季の催事になりますので、衛生管理に十分注意を払ってください。
- (3) 出店者は会場を汚さないよう十分注意し、販売に伴い発生したゴミは出店者が持ち帰ってください。
- (4) 事業効果検証のため、出店報告書の提出をお願いします。（客数、売上額等）

12 出店者の責任、保証

- (1) 食品等の取り扱いについて、食品表示法、食品衛生法及び関連法令を遵守し、監督官庁の指示に従うだけでなく、出店者の責任のもと食中毒や感染症、事故、苦情等が発生しないように十分注意してください。
- (2) 出店及び販売行為に関して発生した事故や苦情等については、出店者が一切の責任を負うものとします。万一、事故等が発生した場合、速やかに事務局に報告し、出店者自らの責任と費用をもって、利用者（来場者）の健康と安全を最優先に対応してください。
- (3) 商品や現金、その他持ち込み物品の管理は出店者自らが行き、盗難、紛失、火災、損傷、事故、気象災害などに対して、主催者は一切の責任を負いません。
- (4) 出店内容が申込内容と異なる場合や、出店者の行動が公序良俗に反する場合、その他主催者が適切でないと判断した場合は、開催期間中であっても出店停止を命じることがあります。
- (5) その他、出店に関しては主催者の指示に従ってください。

13 出店者駐車場

- ①四万十市役所駐車場エリア／1 事業者あたり 1 台まで出店者用の駐車場を市役所敷地内に用意します。
- ②ファミリーマート四万十大橋通店付近エリア／中村小学校・中村中学校をご利用ください。
搬入・搬出時の時間のみ、出店エリアへの乗り入れが可能です。パレードは 21：30 頃まで行いますので、くれぐれもパレード、観客の妨げにならないようご注意ください。

14 搬出時の通行ルートについて

搬出時は交通規制時間中でまだ提灯台パレードを実施中ですので、添付の通行経路図の通りに通行をお願いします。交通規制開始以降に搬入をする場合も同じ経路の逆向きをお願いします。

※交通規制は 15 時 30 分からです

15 「①四万十市役所駐車場」へ出店する際の乗り入れ車両について

市役所駐車場へ駐車する車両は各店舗 1 台にしてください。（搬入・搬出時のみの乗り入れはかまいません。）市役所駐車場に乗り入れる車両は関係車両証を車両の見える場所に掲示してください。（搬入のみの車両も掲示してください。）

16 その他

上記に定めない事項については、主催者と出店者が協議のうえ決定します。

17 出店申込

出店申込書に必要事項を記入のうえ、期限までに事務局まで提出してください。

〔申込期限〕①四万十市役所駐車場：令和8年6月19日（金）

②ファミリーマート四万十大橋通店付近：令和8年6月26日（金）

18 申込・問合せ先

〒787-0014 四万十市駅前町 8-3

しまんと市民祭実行委員会事務局（四万十市観光協会）

TEL（0880）35-4171

FAX（0880）34-1144

E-mail：info@shimanto-kankou.com